

論文

「こども家庭庁」「こども基本法」問題についての一考察

高橋 史朗（麗澤大学大学院客員教授・モラロジー道德教育財団教授）

1 LGBT理解増進法・選択的夫婦別姓論議と国連の対日審査

今日の「こども家庭庁」「こども基本法」論議の出発点は、左派NGOが国連児童の権利委員会に提出したレポートに基づく、同委員会の対日審査にあった。第1回対日審査は1998年、第2回審査は2004年、第3回審査は2010年、第4回・第5回審査は2019年に行われた。左派NGOと国連の委員会が一体となって行ってきた対日審査については、本誌第5号特集「国連は反日運動にいかん利用されてきたか？」で詳述したが、本稿と深く関連するのは、性的指向及び性別認識（LGBTI）差別問題に関して、女性差別撤廃委員会、自由権規約委員会、児童の権利委員会から、「性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法」が勧告され、LGBT理解増進法論議に大きな影響を与えたこと、平成14年に結成された「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）」（山下泰子代表世話人）が中心となり、日本弁護士連合会、反差別国際運動日本委員会（IMADR—JC）、部落解放同盟等の市民運動団体と内閣府男女共同参画局が一体となって、女性差別撤廃条約の国内実施の確保という共通の目的に向かって「協調関係」を築いてきたことである。

筆者は内閣府男女共同参画会議有識者議員を平成25年から4期8年務めた経験から、国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）の日本レポート審議についてもウオッチし、会議の傍聴もしてきたが、その審議状況は国際女性の地位協会の年報『国際女性』に詳述されている。

1988年に始まった同審議から今日に至るまで、いかにNGO団体がCEDAWに効果的なロビー活動を、内閣府男女共同参画局と一体となって進めてきたかが克明に記録されている。例えば、2003年に行われた第3回レポート審議概要には、次のように書かれている。

＜JNNCの活動は、国連のみに向かっていた訳ではない。常に内閣府男女共同参画局といい意味での緊張関係を維持しながら、条約の国内的実施の確保という共通目的に向かって協調関係をもつことを旨として活動した。…坂東真理子男女共同参画局長に「質問事項に対するNGO回答」を提出し、政府の作る回答に反映していただくよう要望した。…第2回レポート審議の際に日本から10のNGOがバラバラに委員宛にレポートを送付したことが不評だったことから、今回は是非とも1つの箱（18キロの重さの）に入れて送付する必要があった。日本から16団体57人が参加し、JNNC独自の「ランチタイム・ブリーフィング」が実現した…大勢のCEDAW委員が集まり、真剣に日本のNGOの意見を聞いてくださったのは、本当に感激だった…12の団体が意見を述べ、…「懸念事項」と「勧告」がセットになっ

たCEDAWの「最終コメント」のほとんどの項目にJNNCのロビイングの効果をみることが出来る。…フェミニズム法学（同年12月にジェンダー法学会設立）が、ジェンダー化された社会に生きる女性たちが自分自身の経験から法へアプローチしていることから考えれば、このような一人称で差別を語る人々の国際会議への参加は、もっとも重要な事例であった。…第1回日本レポート審議のときから、婚外子差別や夫婦別姓に関する問題が提起されていた。^{注1}

女性差別撤廃条約の国内実施を目的とする、左派NGOの国連委員会へのロビイング活動は、審議予定会期前作業部会（予備調査）におけるNGOブリーフィングと、NGOから提供された情報に基づいて作成された、日本政府に対する事前質問票（List of Issues）を踏まえた審議会期中のインフォーマル・セッションにおけるNGOブリーフィング、の2回行われる。CEDAW委員のショップ＝シリング氏は、「CEDAWとNGOの関係—日本の場合」（宮地光子監修、ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク編『公序良俗に負けなかった女たち』明石書店、2005）において、日本のNGOレポートが果たした役割を高く評価している。

わが国の「選択的夫婦別姓」をめぐる論議の背景には、1998年の第1回日本レポート審議から左派NGOが働きかけて、「女性差別撤廃委員会は、民法の中に現在でも依然として差別的な条項が残っていることに懸念を表明する…その中には、結婚した夫婦の氏の選択に関する条項が含まれる」と最終コメントに明記されるに至ったのである。「審議概要」を長々と引用したのは、今日の「こども庁」「こども基本法」論議もまったく同様の仕組みで推進されてきたことを明らかにしたいからである。

ちなみに、同年報の囲み記事「若い記者たちへ—松井やよりの遺言」は、朝日新聞の松井やよりが「女性差別撤廃条約に日本政府は署名しないと、内内決めていたことを私がばらしてしまっただけです。それがなんと、一面トップの記事になってしまった（1980年6月7日付、朝日新聞朝刊）。…その記事を読んだ全国の女性たちが大変なキャンペーンをして、1か月後にコペンハーゲンで開かれた『国連婦人の10年世界会議』で初めての女性大使である高橋展子大使がようやく署名できることになったのです。ひとつの記事が、そういう大きな結果を生んだわけです。」という、注目すべきエピソードを紹介している。

2 NGOと国連児童の権利委員会との密接な関係

今日の「こども家庭庁」「こども基本法」論議と、国連児童の権利委員会（CRC）の対日審査との関係について解明するための基本文献は、以下の10冊である。

- (1)子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会編『“豊かな国”日本社会における子ども期の喪失—国連・子どもの権利委員会への市民・NGO報告書』花伝社、平成9年
- (2)反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約と日本のマイノリティー政府報告書への提言』解放出版社、同
- (3)子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約 日本の課題95』労働教育センター、平成10年
- (4)同編『子どもの権利条約のこれから』エイデル研究所、平成11年
- (5)日本弁護士連合会『子どもの権利条約／日弁連レポート 問われる子どもの人権 日本の子どもたちがかかえるこれだけの問題』駒草出版、平成23年

- (6)子どもの権利条約NGOレポート連絡会議編『子どもの権利条約から見た日本の子ども—国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見』現代人文社、同
- (7)同編『子どもの権利条約から見た日本の課題—国連・子どもの権利委員会による第4回・第5回日本報告審査と総括所見』アドバンテージサーバー、令和2年
- (8)子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会編『子どもの権利条約 市民・NGO意見集』母と子社、平成7年
- (9)子どもの人権連学習研究委員会編『学校でとりくむ子どもの権利条約—国連子どもの権利勧告を活かす』エイデル研究所、同9年
- (10)反差別国際運動日本委員会『子どもの権利条約と日本のマイノリティの子どもたち』解放出版社、同8年
- 日弁連から国連に派遣された弁護士とCRCの深い関係を物語る、以下の4人の証言はなかなか興味深い。

- (1) 大谷美紀子「数時間の限られた時間でNGOから必要な情報を得ようと必死です。丁々発止のやり取りが続き、まるで20年以上も前に受けた司法試験の口頭試験を思い出しました。」^{注2}
- (2) 一場順子「会期前作業部会で…まるで口頭試問のような詳細な質疑応答となりました。…その後、委員会から事前質問票がだされ政府が回答して…（本審査後、日弁連から派遣された）4人はホテルの一室に集まって夜9時過ぎまで原稿を書き、フロントでコピーしてもらって翌日の選択議定書の審査の際に委員に説明しながら手渡ししました。…審査後も、フォローアップとしてパンフレットを作成し、…」^{注3}
- (3) 平尾潔「私たちは、委員会が間違った知識に基づいて意見を出すことのないよう、チェックし、これを修正していく役割が期待されている。一例を挙げてみよう。日本政府は、国連子どもの権利委員会から、これまでくりかえし、子どもの権利を保障する包括的な法律の制定を求められてきたが、案の定、今回の調査でもその質問が出た。政府代表団は「先日制定された『子ども・若者育成支援推進法』が子どもの包括的な権利を定めた基本法である」と胸を張って答えた。…国連子どもの権利委員会が求めた包括的な子どもの権利保障の法律とは、子どもの権利条約に定められた各権利を、国内法としてより具体的・包括的に規定したものを意味するのであって、子ども・若者育成支援推進法がこれに当てはまるなどちゃんちゃらおかしい。…日本政府代表団の回答には唖然とさせられたが、政府代表団のこういう取り繕い方は本審査では珍しいことではない。本審査初日が終わると、すぐホテルにとって返して、その日のおかしな答弁について確認し、オピニオンを作成、翌日の会議の休憩時間に委員にそれをもって説明に回る…日弁連からは4人の弁護士が派遣されており、それぞれ得意分野の 이슈について、役割分担して作業を行った。」^{注4}
- (4) 安西敦「政府代表団の中でも、子どもの権利という概念をあまりつかんでない人もいることがわかってきた。たとえばある人は、体罰が日本では違法とされていると言いつつも、親の子どもへの懲戒権について、『子どもの非行を正し、それをいい方向に導くために必要かつ相当な範囲内で制裁することを認めたもの』『どこまで許容されるかについては…そのときの社会情勢、社会常識によって判断される』などと発言

してしまったものだから、案の定、委員は気色ばみ、体罰を認めるということか、強い勧告が必要だ、などとさかんに言われていた。子どもの権利の聖地みたいな場所で、日本の社会常識では相当な範囲まで親が子どもを殴っていいんだと思われるようなことを言っちゃったら、そりゃあ怒られるよ。説明をした彼のある意味正直な答弁の結果はきっちり勧告に反映されたから、日弁連の一員としては喜ぶべきなのかもしれないが、個人的には、なぜ怒られているのか微妙にわかっていない感のある彼が少し気の毒でもあった。しかし、私には任務があった。その彼の発言も明確に記録して日弁連に報告したのだった。」^{注5}

自らがCRCに提出したレポートが、予備審査（会期前作業部会）での「口頭試問」を経て日本政府への事前質問票として結実し、質問票に基づいて作成された日本政府報告書に対する、本審査における日本政府の答弁の問題点をCRC委員に説明して、勧告に反映させる仕組みが明確に証言されている。ちなみに、大谷美紀子弁護士はその後国連児童の権利委員会委員長に就任しており、国連のCRCと日弁連の親密な関係を雄弁に物語っている。そして、一場順子弁護士とともに、日本財団の研究会の役員として、「こども基本法」制定の陣頭指揮を取っている点に注目する必要がある。

3 NGOレポートを評価し活用した国連児童の権利委員会

平成7年12月14日に日弁連主催で開かれた「子どもの権利条約各界懇談会」において、Defence for Children International日本支部代表・事務局長より、「すべてのNGOの手で『一つ』の代替的報告を国連に提出しよう！」との提案が行われ、参加したNGOの間で、共同レポートの作成を模索することが合意され、まず(1)が出版された。結果的にNGOレポートの一本化はできず、翌年に(3)が出版された。

(4)は国連の委員会に提出されたNGOレポートで、「委員には同レポートを存分に活用していただいたと思う。とりわけコロソフ委員やフルチ委員からは、委員会による勧告を補完し、今後の条約実施の重要課題と指針を示すものとして同レポートを評価していただいた」^{注6}という。

(4)は、(3)の続編として、国連委員会の対日審査の結果をフォローアップしていく際の材料を提供するために作成されたものである。第1章で国連委員会の第1回対日審査および総括所見に関する全般的な評価と位置付け、第2章で総括所見で表明された懸念とそれに対応する勧告について解説し、日本で今後とるべき措置について提案し、第3章で第1回対日審査の速記録を全文収録している

平野裕二によれば、第1回対日審査では、「NGOが提供した情報が相当程度に活用され、同時に政府がNGOと協力していく必要性が強調された。子どもの人権連と反差別国際運動日本委員会が作成したNGOレポート『日本の課題95』を名指し、そこに掲げられた勧告を考慮するよう政府に促した委員もいたほどである。このことは、NGOの活動や知見が委員会によって高く評価されたのと同時に、政府とNGOが建設的な対話を追求していくことの重要性があらためて確認されたということにほかならない。政府とNGOの双方がその意味をかみしめ、今後につなげていく必要がある」^{注7}と述べ、「あとがき」で「子どもの人権連・IMADR—JCの情報は委員会によって相当に活用された。随所で『日本の課題95』

等を明らかに参考にした質問や指摘が行われていることは、審議録(第3章)をご覧ください。ただればおわかりいただけるとおりである。・・同書の作成に中心に関わってきた者として、メモをとる手が思わず震えた^{注8}と述べている。

該当箇所を引用しておこう。委員会が「非政府組織の参加が不十分になっていることを、懸念」し、「監視に当たって非政府組織と緊密に交流しかつ協力するよう奨励する」と「勧告」したことについて、次のように解説している。

＜コロソフ委員が「NGOレポートに代表団の注意を促したいと思います。日本政府がNGOのこうした勧告を考慮に入れば有益でしょう」と述べ、フルチ委員も「日本政府に対して、NGOとの協力を強化するようお願いします。NGOはずばらしい形で95の課題を提示したと思います。それに焦点を当てるべきでしょう」と促すなど、委員会による総括所見を補完し、今後の条約実施の重要課題と指針を示すものとしてはっきりと位置づけられている。…委員の指摘を受けて、政府代表団首席である赤尾信敏大使は、「NGOとの十分な協力がとても重要だという点には全面的に同感ですし、そうし続けるつもりです」と述べ、『日本の課題95』を含むNGOの意見の重要性も認めた…NGOとの十分な協力の重要性を政府代表団が公式の場で認めた点は重要である。＞^{注9}

フルチ委員は日本政府に対して、報告書は「適切な非政府組織との長期に渡る議論・討論の対象」になったか、「個人やNGOから提出された提案の、多くではないにしても、一部はまったく考慮に入れられなかったという、子どもの人権連の主張」に関して何かコメントはあるかと詰問した。このように、子どもの人権連の主張を全面的に後押しする委員の姿に、「メモを取る手が思わず震えた」という訳である。

また、荒巻重人は、第1回目の報告書作成・審査については「相当の効果があつたと評価できる」理由として、第一に、「相当数の市民・NGOがNGOレポートづくりに参加し、3つの包括的なレポートにまとめたこと(前掲(1)(2)(3))、第二に、「3つのレポートは共通して、政府報告書の問題点を端的に指摘し、条約実施における問題点やその原因、さらには提言まで含んでいること」、第三に、「NGOは節度あるロビイングを行い、CRCの審査に協力し、CRCの審査および最終所見においてもNGOレポートが大いに参考にされた」点などを挙げ、課題は「政府報告書作成にあたってNGOと政府との建設的対話が求められる」^{注10}と総括している。

特に注目されるのは、NGOの情報提供が活かされ、児童の権利条約を総合的に保障していくための制度的基盤づくり、政策調整の強化、独立した監視機構の設置、「包括的な子ども法の制定」という、今日の「こども家庭庁」「こども基本法」に直結した「包括的戦略の検討」がCNCから求められていることである^{注11}。

CRC第464回会合(日本の第1回報告書審査、1998年5月27日)審議録によれば、カーブ議長が「包括的な子ども法を制定し、条約の原則を、子どもにかかわるあらゆる法律とともに包括的な形でまとめることを検討していただければと思います…また、オンブズマンないし人権コミッショナーの制度化のあり方の問題についても一言付け加えたい」と述べ、独立した監視機構を含む「包括的な子ども法の制定」を24年前から日本政府に求めていることは注目に値する。

平野裕二が『日本の課題95』でまとめた、1994年から1997年に至る「国連・子どもの権利委員会での議論の概要」によれば、まず「立法措置・行政措置」として、「国内法と条約を調和させる作業を続けていくことが重要」であり、「子どもに関する国内行動計画は、条約上のすべての権利を保障する包括的なものにする」よう求めている。今日の包括的な「こども庁」「こども基本法」論議の原点が明示されていることが注目される。特筆すべきは「条約実施の調整・監視機構」について、次のように明記されていることである。

＜関係政府機関すべてが参加する政策調整機関を設置することは、極めて重要である。この機関は、強い政治的影響力を有していなければならない、十分な予算やスタッフが保障されなければならない。…条約の実施状況を監視するための子どもオンブズパーソンなどの機関を設置することも重要である。このような機関としては、子どもオンブズパーソンなどが考えられる。このような監視機関は行政からは独立していなければならない…監視機関には、十分な活動予算やスタッフが保障されなければならない。＞^{注12}

「こども基本法」を議員立法で制定する準備が進められているが、その大きな焦点はこの「監視機関」をどのように立法化するかにある。この「監視機関」についても、四半世紀前から国連の委員会で議論されている点に注目する必要がある。平野裕二によれば、「子どもの人権オンブズマン、オンブズパーソンの設置」などの「自治体、学校などに弁護士が関わる。協働、連携、支援の動き」は、「教職員、大人たちの権利を守ることにつながるのだということを打ち出していくことが不可欠」^{注13}だという。喜多明人も平成23年まで「子ども人権連」事務局長を務めた日教組の原ひとみとの対談において、「子どもの支援と学校や教師の支援体制を一緒に考えていく必要があります。その点で参考になるのが、韓国の事例です。…子どもの権利条約と教権保護条例ないし、教権保護憲章をセットで定めています」（日教組「子どもを守るシリーズ⑩」）と述べている。「教育基本法の改正では、国連の見解・勧告が完全に無視」されているから、CRCは「子どもの権利条約を実現、定着させる方向で取り組みなさい」「『権利基盤的アプローチ』をきちんと採りなさい」^{注14}と勧告したのだ、と平野は強調している。

さらに注目すべきは、前述したCRCの議論の概要によれば、「人工授精によって生まれた子が自分の実親（生物学的親）を知る権利も、子どもの最善の利益にかなう形で、できるかぎり保障されなければならない」と明記されていることである。現在の日本の教科書は、「人工授精によって子どもを持つことができる」大人の権利は主張するが、「人工授精によって生まれた子」が自らの「出自を知る権利」があることについては一切触れないのは、子供の最善の利益の観点から問題があるといわざるを得ない。子供は自分の片方の親を知ることができないので、自らのアイデンティティに関わる精神的な問題を抱えることになり、たとえ、片方の親に会うことができても、両親の愛によって誕生していない自分の存在に対して、根源的な悩みを持つことは避けられないからである。

また、「親が子育ての責任を果たすための援助」「親教育の措置を充分にとることも必要」「家族に関する価値観の崩壊や拡大家族の衰退を防ぐための措置も重要」と、「親の指導・親の責任（第5条・18条）」について明記している点も見落としてはならない。「親からの分離・家族再会（第9・10条）」についても、「親の無能力を理由に子どもを施設に入れて

いる場合、そのような方針は再検討を要する。もともと不利な立場におかれている子どもを家族から切り離すことにより、子どもを二重に不利な立場に置くことになる」と述べている。

子供の「出自を知る権利」や、「親教育の措置」を含む「親の指導・親の責任」「親からの分離・家族再会」などが権利条約に含まれていることについて、わが国でもっと啓発し、権利条約の正しい理解を広げる必要がある。

4 3点セットの国連勧告

自民党の山田太郎・自見はなこ参議院議員が共同事務所を設置し運営している「Children Firstの子ども行政のあり方勉強会」の資料によれば、国連児童の権利委員会からの対日勧告に基づいて、(1)「子ども基本法」(2)「こども庁」(3)「こどもコミッショナー」が構想された。

(1)は「子供の権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を子供の権利条約の原則及び規定と完全に調和させるための措置をとること」という勧告を踏まえたものである。

(2)は「分野横断的に、国、地域及び地方レベルで行われている本条約の実施に関連する全ての活動を調整するための、十分な権限を有する適切な調整機関の設置」という勧告を踏まえたものである。

(3)は「子供による苦情を子供に優しいやり方で受理し、調査しかつこれに対応することのできる、子供の権利を監視するための具体的機構を含んだ、人権を監視するための独立した機構を迅速に設置すること」という勧告に基づくものである。

この国連の対日勧告には「緊急の措置が取られるべき6つの分野」が明記され、その第一に「差別の禁止」が掲げられ、次のように述べている。

＜a. 包括的な反差別法を制定すること。

b. 非婚の両親から生まれた子供の地位に関連する規定を含め、理由の如何を問わず子供を差別しているすべての規定を廃止すること。

c. 特に民族的マイノリティ(アイヌ民族を含む)、被差別部落出身者の子供、日本人以外の出自の子供(コリアンなど)、移住労働者の子供、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックスである子供、婚外子並びに障害のある子供に対して現実に行われている差別を減少させ且つ防止するための措置(意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む)を強化すること。＞

「子どもの人権連」や部落解放同盟が中核となった日本の国連NGO団体が国連の委員会に働きかけた内容が、みごとに盛り込まれた勧告内容である。4月26日に開催された第12回「Children Firstのこども行政のあり方勉強会」でこの問題が取り上げられ、「理由の如何を問わず子供を差別しているすべての規定を廃止する」「包括的な反差別法」の制定の必要性が強調された。

こうした「包括的な反差別法」の制定がもたらす影響は計り知れない。LGBT理解増進法や同性婚訴訟、朝鮮学校差別なども深くかかわっている。さらに、緊急措置を要する勧告として、「リプロダクティブヘルス及び精神保健」が掲げられ、次のように明記している点も問題である。

＜あらゆる状況における中絶の非犯罪化を検討するとともに、思春期の女子を対象とする、

安全な中絶及び中絶後のケアのためのサービスへのアクセスを高めること。>

これではまるで「中絶の薦め」ではないか。この点については後に詳細に論じる。

国連の委員会に働きかけて対日勧告を出させた日本の国連NGO団体は、「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」である。同連絡会議の事務局は、国連との特別協議資格を持つNGO団体「子どもの権利条約総合研究所」で、これまで4回（1998年、2004年、2010年、2019年）行われた国連の子どもの権利委員会による日本政府報告書審査に対応した意見書と追加情報を同委員会に提出し、対日勧告（総括意見）の達成度を評価するフォローアップに取り組んできた。

同連絡会議が第1回審査時に同委員会に提出した意見書は、日教組に事務局がある「子どもの人権連」と部落解放同盟が牛耳っている「反差別国際運動日本委員会」名で提出されており、同審査の最後に複数の委員から「日本政府はこの意見書に掲げられた勧告を参考にすべきである」という趣旨の指摘が行われ、意見書が高く評価されている。

同意見書の内容は、子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約 日本の課題95』（労働教育センター、1998）、フォローアップ報告書の内容は、子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約のこれから 国連・子どもの権利委員会の勧告を活かす』（エイデル研究所、1999）を参照されたい。

第2回審査時には、同連絡会議が強調した子供の「権利基盤アプローチ」の重要性が、国連の同委員会によって積極的に受け止められ、対日勧告（総括意見）の基調となった。

5 NGOレポートと非公開の予備調査の実態

同委員会による予備調査（会期前作業部会）で、日本政府の報告書を審査する担当委員は9名おり、日本の3団体がそれぞれ5分程度のプレゼンテーションを行った後に、委員から出された数多くの質問に答える形で情報提供する仕組みになっており、日本の3団体の意見書、対日勧告の達成度評価をするフォローアップ報告書が決定的な影響力を及ぼしている。

4時間半に及ぶ予備調査（非公開）に出席する日本の3団体は、同連絡会議、日本弁護士連合会、子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会、であり、第2回審査で日本政府に勧告した「権利基盤アプローチ」が一顧だにされなかったため、2010年の第3回意見書及びプレゼンでは、「子どもの権利基本法」（仮称）の制定、実効性のある実施・調整・監視機関の設置などの、制度的基盤の整備に重点が置かれた。

第3回予備調査の結果を踏まえて、事前質問票（論点一覧）が作成され、政府に送付され、これらの論点を踏まえた政府報告書に関する本審査が行われたわけである。この事前質問票の論点一覧には、「条約のあらゆる分野を網羅した『子どもの権利基本法』の制定」「条約実施に関する総合的・包摂的調整機関」「市民社会との協力の組織化」「婚外子差別および民族的マイノリティの子どもに対する差別への対応」「子どもの意見の尊重の原則を反映した法令」などが含まれていた。

今日の「こども庁」「こども基本法」構想の出発点がここにあることを見落としてはならない。前述した左派団体が国連の委員会に働きかけて「子どもの権利基本法」「総合的・包

「摂的調整機関」の実現を目指してきた長年の悲願が、今達成されようとしているのである。

では、一体どのような意見書が国連の委員会に提出されたのであろうか。以下、その注目すべき内容を前掲書から抜粋してみよう。

<「保護」に偏重した国内法の改正>

国内法は「保護」偏重の内容であり、権利基盤アプローチへの配慮を欠いている。

【提言】子どもの権利保障を総合的に推進する基盤となる「子どもの権利基本法」（仮称）を制定すべきである（傍線筆者、以下同様）。

<教育現場を無視した「教育改革」プロセス>

子どもの権利を基盤としたアプローチが全く見られず、教育が第一義的には、グローバル化への対応や愛国心の育成といった、特定の政策目的に奉仕する手段として位置づけられている。

【提言】子どもの権利を基盤とした教育改革へと方針転換を図るべきである。

<条約の趣旨や規定に逆行する教育基本法「改正」>

教育基本法の「改正」は子どもの権利を基盤としたアプローチに逆行し、国民を統制する方向になっている。「改正」教育基本法は、「新しい日本人の育成」を強調し、「日本を愛する態度」を求め、民族・言語・国籍の面でいわゆる「日本人」とは異なるマイノリティの子どもが存在する事実を無視している。

【提言】条約や委員会の一般的意見を踏まえ、権利基盤アプローチに基づき、現行の教育基本法を全面的に見直し、改正すべきである。その際、子ども、保護者、教職員、NPO等の実効的な参加を保障すべきである。

<学校運営への児童生徒・保護者・地域住民の参加が充分ではない>

【提言】独立した不服申し立て制度を整備するとともに、教職員による管理職の勤務評価制度も導入すべきである。

<人権教育・子どもの権利教育はむしろ後退している>

国家のつくる規範を一方向的に押し付け、「道徳教育」が強化されてきている。国による教育内容への過剰な介入が、子どもの思想・良心の自由（条約第14条）を侵害する可能性が危惧されている道徳教育…条約を初めとする子どもの権利についての教育は、公的にはほとんど推進されていない。

【提言】学校教育において道徳教育を強化する政策を改め、子どもの権利および子どもの権利条約に関するものを含む人権教育を充実させるべきである。そのため、関連の諸施策・諸機関（NGOを含む）との連携などを促進することが求められる。

<依然として改善が見られない教科書検定制度>

第2回総括所見や社会権規約委員会の勧告にもかかわらず、「従軍慰安婦」を無視し「南京大虐殺」を否定するなど、植民地支配や侵略を正当化しようとする歴史教科書が文部科学省の検定で合格している。教育内容及び教科書に対する権力的介入につながりやすい、現行の教科書検定制度の根本的な欠陥がある。

【提言】教科書検定等を通じて第29条1項の教育の目的に反するような検定意見をつ

けることがないようにするため、教科書検定基準の改訂、恣意的な運用の改善等の必要な措置を早急にとるべきである。同時に、教育内容及び教科書に対する権力的介入につながりやすい現行の教科書検定制度を、教科書の自由発行制度の導入の可能性も含めて抜本的に見直すことが求められる。

6 露骨な「追加情報」提言—市民・NGOとの連携の制度化

また、同連絡会議が国連の委員会に提出した、日本政府報告書の検討にかかわる論点一覧に対する「追加情報」には、以下の内容が含まれている。この「追加情報」は、国連の委員会の日本政府に対する対日勧告（総括意見）に対する日本政府報告書の問題点を指摘し、さらなる改革を国連の委員会に働きかけるために提出されたものである。

<締約国は条約のあらゆる分野を網羅した子どもの権利基本法の制定を計画している>

【提言】1，政府および国会は、委員会の勧告である「子どもの権利基盤アプローチ」を考慮し、国内法を全面的に見直すべきである。特に条約第12条に鑑み、法改正の際には子どもの意見を聴くシステムを確立し、実際に子どもの意見を反映すべきである。

2，子どもの権利保障を総合的に推進する基盤となる「子どもの権利基本法」(仮称)を制定すべきである。

<「青少年育成推進本部」は施策の統合調整をできていない>

【提言】政府は、条約の実施に関係するすべての公的機関及び関連の市民・NGOの代表が参加する政策調整機関を設置すべきである。自治体に対しても子どもの権利にかかわる総合的な窓口の設置を奨励し、先進的な取り組みについての情報・実践の共有をはじめとして、中央と地方の政策の調整に一層努めることも求められる。そのためにも、子ども政策を総合的に推進する省=子ども省の設置が必要である。

<「権利」よりも「道徳」が強調される傾向にあり、「子どもの権利=わがまま論」など、子どもの権利に対する否定的意見が目立つ>

【提言】政府は、戦略の立案・実施にあたっては、子ども及び関連する市民・NGOと十分に協議・連携すべきである。

<政府・公的機関と市民・NGOとの対話・協力は、依然として恒常的・制度的なものではない>

【提言】政府および国会は、市民・NGOの経験や視点を法改正や政策形成に反映させることを目的として、条約の実施・普及に市民・NGOが参加する手続きや仕組みを確立すべきである。総合的な政策調整機関を設置してそこに市民・NGOの代表を含めること、子どもに関わる各種審議会・委員会にも市民・NGOの代表を含めることを原則とするなど、市民・NGOとの対話・協力の制度化が求められる。政府は、パブリックコメントなど市民の声を政策に反映させるための制度の一層の改善を図るべきである。

7 児童の権利条約の歪曲拡大解釈の問題点

このように「子ども省」「子どもの権利基本法」の発案者である彼らの基本認識は、「2006年の教育基本法の全面改定により、法体系が教育への権利保障から国による教育統制へと大きく変えられ」、改正された教育基本法は子どもの権利条約に「逆向」し、道徳教育は子どもの権利条約第14条の思想・良心の自由を侵害する可能性が危惧されるものであり、子どもの「保護」に偏重している「青少年健全育成」施策は子どもの権利条約実施を促進するフォローアップをしていないから、「子ども省」を創設し、教育基本法の上に「子どもの権利基本法」を位置づける必要があるというものである。

また、子供の権利とは全く関係がない（「慰安婦問題」や「南京大虐殺」を重視する立場からの）教科書検定基準の改訂、教科書検定制度の改革、学習指導要領の根本的見直しのみならず、教職員による管理職の勤務評定制度の導入や市民・NGOの代表を各種審議会・委員会に含めることを原則にする制度化などという、日教組や市民運動団体の身勝手な主張を盛り込んでいる点に注目する必要がある。

安倍政権下で行われた教育基本法の改正や教科書検定、青少年健全育成施策を否定する立場から構想した、反日左派の運動団体の国連の委員会への「子ども省」「子どもの権利基本法」提言が、今日の「こども庁」「こども基本法」の出発点であることを見落としてはならない。

自民党「こども・若者」輝く未来創造本部が掲げる「こどもまんなか」理念が、「子供の最善の利益」の視点に立脚すること自体は間違っていない。私自身、4期8年務めた内閣府の男女共同参画会議議員として、この視点に徹して発言してきた。

問題なのは「子供の最善の利益」の名のもとに、教育基本法改正や道徳教育、学習指導要領、教科書検定、青少年健全育成施策などを否定し、子供の権利を歪曲して拡大解釈し、日教組や市民運動団体の身勝手な主張を左派が盛り込もうとしていることである。

ちなみに、前述した意見書や「追加情報」を国連の委員会に提出してきた「子どもの権利条約NGOレポート連絡会議」の参加団体には、日教組、自治労、子どもの人権連、しんぐる・まざあず・ふおーらむ（赤石千衣子代表）、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、東京・生活者ネットワーク、在日朝鮮人人権協会、「共生社会をつくる」セクシャル・マイノリティ支援全国ネットワーク（共生ネット）、「婚外子」差別に謝罪と賠償を求める裁判を支援する会、東京シューレなどが含まれている。

彼らが中心となって、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」が一昨年4月から全国で展開されており、全国の自治体・国レベルにおいて、子供の権利に関する包括的な政策・法律づくりを目指している。その共同代表は荒牧重人、喜多明人、甲斐田万智子、アドバイザーは尾木直樹、汐見稔幸、平野裕二らが務めている。

8 「子どもコミッショナー」をめぐる論議と問題点

政府の「こども政策の推進に係る有識者会議」報告書を踏まえて、「こども家庭庁」設置法と「こども基本法」（仮称）制定に向けた準備が進められている。1月18日に自民党本部

で開催された「子ども・若者」輝く未来実現会議で、「子ども基本法」に人権監視機関（子どもコミッショナー）と「包括的性教育」等を盛り込む必要性が強調されたが、1月25日の同会議では異論が噴出し、党内論議は紛糾した。注目されるのは、「子ども家庭庁設置法案等準備室」が作成し、18日の会議で配布された資料の「想定される基本法の構成要素」として例示された「子ども政策の調査・勧告等を行う機関（コミッショナー）」という記述が、25日の会議資料では（コミッショナー）という文言が削除されていた点である。おそらく論議が紛糾することを恐れて、削除したものと思われる。

同資料は実現会議の事務局が、日本財団や子供政策に詳しい民間有識者のヒアリングをもとに作成したもので、コミッショナーについて、国家行政組織法に基づく「3条委員会」のように、行政から独立した強い権限を持たせる組織形態を一案として示した。18日の会議で「子ども（の権利）基本法とコミッショナーの必要性」について講演した奥山眞紀子氏によれば、憲法に規定する会計検査院のような独立性の強い監視機関が望ましく、障害者政策委員会のような「8条委員会」では、調査審議や意見具申、監視や勧告は行うが、年5～6回の開催で、日々の活動はなく「コミッショナーとは本質的に異なるものである」という。では、コミッショナーとは一体何か。

奥山氏が18日に発表した資料によれば、「コミッショナーの役割とあり方」は「日々、子ども及びNGO（非政府組織）と接し、…調査を行い、国会に報告、提案、提言を行ったり、政府に提言、勧告を行う」監視機関で、それを実現するためには、「①政府から独立していること②その活動の予算も独立していること③常勤でなければならない④国会が選出に関わるか、承認を行う（子どもがその選出に係わる国もある）⑤適切な調査権が必要⑥国会への報告・提案ができること⑦政府に提言、勧告ができること」が必要不可欠であるという。

UNICEFカナダ資料（2010）によれば、「児童の権利・福祉を監視する、児童に特化した独立したメカニズム」は60か国以上あり、Children Rights International Networkウェブサイト（2017）によれば、同人権監視機関は世界83か国で設置され、ヨーロッパでは47か国中34か国で設置されている。ちなみに、同ウェブサイトでは、「特に児童を対象とした国内人権機構又は明示的に児童を対象とした任務を有する部局や代理人が存在する国内人権機関」と定義されている。

G7国で同人権監視機関を設置しているのはフランスとドイツだけで、アメリカ、イギリス、カナダでは、地方・州レベルで設置している。主な任務は苦情処理、報告書作成、行政の監視であり、米英は州によって異なる。カナダでは、ユニセフや一部の議員、NGOが国（連邦）レベルの子どもコミッショナーの設置を求めている。

そもそもこうした人権監視機関を「子ども基本法」に盛り込む必要性の根拠は一体何か。「子ども基本法」論議をリードしている日弁連・NGOは、児童の権利条約の実施措置として、国連が日本政府に人権監視機関の設置を勧告していることを、必要性の根拠として強調している。しかし、児童の権利条約をわが国が批准する前から、国連の児童の権利委員会（CRC）に同人権監視機関の設置の検討を促してきたのは、他ならぬ日弁連・NGOであった。

子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約 日本の課題95』（労

働教育センター、1998)には、彼らがCRCの第1回対日審査の会期前作業部会(予備調査)に次のようなレポートを提出した、と書かれている。

＜日弁連を含むNGOは、条約の批准前より、国や自治体が独立機関として「子どもオンブズパーソン」を設置し、子どもの人権侵害の監視・救済に取り組む必要があると指摘してきている。…政府は、既存の機関の活動を強化することで足りるとして、そのような要求を退けた…条約の実施状況を効果的に監視できるようにするため、子どもの権利オンブズパーソンのような、行政から独立した恒常的な監視機関の設置をさらに検討すべきである。＞^{注15}

CRC総括所見第1回(1998)・第2回(2004)・第3回(2010)・第4回(2019)において、「子供の権利に関する独立した監視機構の設置」勧告が繰り返されている(資料「国連・子どもの権利委員会総括所見比較表」、子どもの権利条約NGOレポート・連絡会議編『子どもの権利条約から見た日本の課題』59頁、参照)が、第1回総括所見「監視機構」には次のように書かれている。

[懸念]

10、委員会は、子どもたちの権利の実施を監視する権限を持った独立機関が存在しないことを懸念する。

[勧告]

32、委員会は、締約国に対し、既存の「子どもの人権専門委員」制度を制度的に改善し、かつ拡大するか、もしくは子どもの権利のためのオンブズパーソン又はコミッショナーを創設するかのいずれかの手段により、独立した監視機構を設置するために必要な措置をとるよう勧告する^{注16}。

同様の国連勧告に対し英政府代表は、権利条約は同監視機構の設置を義務付けていないし、設置の緊急性はないとして、否定的な態度を崩さなかった。この主張を受けて、委員会も条約がオンブズパーソンのような特別の監視機関の設置を義務付けていないことを認めた。

また、法務省林久人権擁護局人権啓発課長は「今の段階で新しく児童の権利を監視するためのオンブズマン的な制度を作るかどうかという点については、具体的なお答を申し上げられない状況でございます。」と回答している。

さらに、CRC第3回総括所見は条約を実施するための独立した全国的な監視制度の設置、地方自治体におけるオンブズマンの設置と人権委員会の協同を求めたが、日本政府は実情の紹介にとどめた。

CRCの第4回・第5回日本政府報告に対する次の事前質問に対して、日本政府は以下のように回答している

＜事前質問＞人権保護法案の状況と、本条約の実施を監視し、かつ児童の権利侵害に関する苦情を受理できる国内人権委員会の設置に関する最新情報を提供してください。

＜回答＞政府は、2012年11月、新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法

案を第181回国会に提出したが、同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、検討しているところである。

2019年にこの第4回・第5回日本政府報告に関する、CRCの次のような総括所見が示された。

A, 一般的実施措置（第4条、第42条及び第44条(6)）

独立した監視

12, 地方レベルで児童のための33のオンブズパーソン機関が設置されていることに留意する一方で、これらの機関には財政及び人的資源に関する独立性や救済メカニズムが欠けていると報告されている。委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

- (a) 児童による申立てを児童に配慮した方法で受理、調査、及び対応することが可能な、児童の権利を監視するための具体的メカニズムを含む人権監視のための独立したメカニズムを迅速に設置すること。
- (b) 人権の促進・保護のための国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の完全なる遵守が確保されるよう、資金、任務及び免責との関連も含め、当該監視メカニズムの独立性を確保すること。

さらに、CRCの対日審査後に、「政府として地方自治体のオンブズパーソン・ユニットを全国規模にするよう推進する予定」についての質問が「追加情報」として提供され、日本政府は、「オンブズマン制度は、我が国の各地方自治体の判断で、市民の権利擁護のために、問題の相談や救済の申し立てを行う取組として行われている。現時点では政府としてこの制度を全国展開するよう推進する予定はない」と回答している。

このように日本のNGO・日弁連が持ち込んで実現した国連勧告は、監視機関の設置を義務付けてはおらず、同勧告に応じなかった日本政府の基本姿勢を崩すべきではない。後述するような「児童の権利条約の解釈及び適用に関して公的機関及び民間機関に助言を提供する」権限まで付与すれば、児童の権利条約の批准前に教育現場を混乱させた歪曲拡大解釈が全国に広がる恐れがある。

ちなみにCRCの一般的意見第2号「児童の権利の促進・保護における独立した国内人権機構の役割」には、以下のような「推奨される活動」が示されている。

- (a) 苦情または自らのイニシアチブに基づき、児童の権利の侵害の状況について調査すること。
- (b) 児童の権利に関連する事項に関する調査を実施すること。
- (c) 意見、勧告及び報告書を作成し、公表すること。
- (d) 児童の権利の保護に関する法律及び実践の妥当性及び有効性を常に検討すること。
- (e) 国内法、規制及び慣行と児童の権利の保護との調和とその効果的実施を促進すること。効果的実施の促進の手段として、児童の権利条約の解釈及び適用に関して公的機関及び民間機関に助言を提供することも含まれる

奥山眞紀子氏は、コミッショナーの必要性について、①子どもは自分から意見を発出し、行政に届けるルートがほとんどない②参政権も選挙権もない③裁判を起こせない④民法では、15歳未満の子どもは意見形成能力がないと考えられている⑤大人の理論に流されず、真に子どもを代弁することの重要性⑥子どもの声を社会に反映させて、子どもの権利を守るには、行政から独立しているコミッショナーが必要、と1月18日の会議で主張している。

しかし、後述するように子供の権利には「自律する権利」と「保護される権利」がある。単なる意見具申ではなく強い権限を持って国会や政府に提言、勧告する行政から独立した監視機関が権限を乱用したり、公正性、中立性の原則に反し、恣意的に運用されて自己目的化し、暴走する危険性があり、それを防止する手立てがない。そもそも目的が抽象的で、一体なぜこのような強力な組織形態が必要なのか、目的との関連性も曖昧であり、説得力に欠ける。

百地章氏は、「こども家庭基本法が制定された後に、その運用状況をしっかりと調査し、具体的な必要性や効果などを慎重に見極めたうえで、改めて設置の必要性の有無を検討するのが、最も自然で妥当な方法ではないか」と指摘しているが、その通りであろう。35の地方自治体の子どもの権利擁護委員会、子どもオンブズパーソンの統制の仕組みや海外の事例の検証が必要不可欠といえる。

9 アメリカが児童の権利条約を批准しない理由

コミッショナーの目的は「子どもの声を社会反映」させて「子どもの権利を守るため」というが、イギリスでは、子供に目を離すべきではないが、子供の言うことを聞き入れる必要はない(“Children should be seen, not heard”)、と伝えられている^{注17}。そもそも子供の権利とは何かについて、児童の権利条約にさかのぼって根本的に問い直す必要がある。

アメリカは一体なぜ、未だに児童の権利条約を批准すらしていないのか。特定の条項に反対ならば、多くの国と同様に、「覚書」として解釈宣言を出せばよいのであるが、条約全体に問題があると捉えているから批准しないのである。批准しない理由の一つは、1980年代に各州が少年犯罪の増加・凶悪化を受けて、犯罪少年の社会復帰よりも地域防衛に重点を置く法改正を行い、少年犯罪者も「責任をとること」が明記されるに至った^{注18}からである。

子供の市民的権利が拡大する一方で、少年犯罪を防止するためには、子供にも厳罰で臨む必要が生じ、24州が少年死刑を容認した。当時のギャラップ調査によれば、アメリカ国民の過半数が少年死刑制度に賛成し、それが少年犯罪の防止、要請に役立つと考えていたのである。ちなみに、児童の権利条約第37条は次のように定めている。

＜締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も…死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、18歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。＞

さらに、同条約第40条には次のように書かれている。

<3 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定された児童に特別に適用される法律及び手続きの制定並びに当局及び施設の設置を促進するよう努めるものとし、特に、次のことを行う。

- (a) その年齢未満の児童は刑法を犯す能力を有しないと推定される最低年齢を設定すること>

また、条約が体罰を禁止していることが多くの州法に抵触し、中絶を明確に否定していないことも、共和党をはじめとする保守派の賛成が得られない理由といえる。自律と保護のいずれを重視するかは多分に文化的・社会的問題であり、「保護から自律への移行は、複数の政策領域で一貫しているため、原理的には、むしろ矛盾のない対処法となっている。しかし個々の政策をみると、保護の否定は、その前提—子どもの自律能力が確立している—を満たしていない場合にも起こっている。アメリカの政策は、保護と自律の選択に政策領域別の検討が重要であることを改めて示す事例であり、自律のみを一方的に拡大することが、子どもの権利を阻害しないことを示唆する実例である」^{注19}といえる。

10 「包括的性教育」と「性と生殖の健康と権利」

もう一つの論議の争点になっている「包括的性教育」については、昨年3月30日の参議院厚生労働委員会で社民党の福島瑞穂党首が、12月10日の参議院本会議で共産党の田村智子政策委員長が、包括的性教育の必要性、有用性を訴え、総理や政府の見解を質した^{注20}。「包括的性教育」の必要性が強調される背景には、前述したCRCの総括所見に次のように明記されていることが関係している。

リプロダクティブヘルス及び精神保健

34、委員会は以下のことを深刻に懸念する。

- (a) セクシュアルヘルス及びリプロダクティブヘルス並びに家族計画についての学校におけるサービス及び教育が限られていること。
 (b) 10代女子の妊娠中絶率が高く、かつ刑法で墮胎が違法とされていること。

35、同一般的意見第4号及び第20号を参照し、…以下の措置をとるよう促す。

- (a) 思春期の児童のセクシュアルヘルス及びリプロダクティブヘルスに関する包括的政策を採択するとともに、セクシュアルヘルス及びリプロダクティブヘルスに関する教育が、…学校の必須カリキュラムの一部として一貫して実施され、かつ思春期の女子及び男子がその明確な対象とされることを確保すること。
 (c) あらゆる状況における中絶の非犯罪化を検討するとともに、思春期の女子を対象とする、安全な中絶及び中絶後のケアのためのサービスへのアクセスを高めること

このCRCの総括所見の背景には、2017年10月にCRCに提出されたNGOレポート「日本における子どもの権利条約の実施：日本の第4回・第5回定期報告書に対するNGOの視点」において、「リプロダクティブヘルス教育は体系的・効果的に提供されていない」ことを訴えたことが影響していると思われる。同レポートが「包括的な子どもの権利法の制定の

必要性」「政策立案における権利基盤アプローチの欠如/依然として不十分な制度的基盤」「国旗・国歌の強制で侵害される子どもの思想・良心の自由」「子どもの権利を過剰に規制する校則が依然として維持されている」「子どもの体罰の全面禁止と啓発措置強化の必要性」などを訴えている点も注目される。

さらに、「包括的な差別禁止法の速やかな制定が必要」と訴えたことが、同総括所見において、「緊急の措置が取られるべき分野」として、「包括的な反差別法を制定すること」と明記されたことに直結している点も見逃せない。

2006年に「包括的性教育」を提唱した国際家族計画連盟の目的は、「性と生殖に関する健康と権利」を擁護し、そのために必要なサービスを提供することにあった。同連盟の2010年の年次報告によれば、2千2百万件の妊娠中絶、1億3千万件の避妊手術、6億2千万個のコンドーム配布などのサービスを提供し、2019年には2億523万件のセクシュアル・リプロダクティブヘルス（性と生殖の健康）サービスを提供した、と公表している。

同連盟が作成した資料によれば、「性と生殖の健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：SRHR）」について、グットマッハー・ランセント コミッションが2018年5月に発表した報告書でSRHRの定義を改め、「人権に基づく包括的アプローチ」や「ジェンダー平等」などを基軸として新しく定義した「性と生殖の健康とは、身体、感情、精神、社会的な幸福がセクシュアリティと生殖のすべての局面で実現できていること」の具体的な権利内容は、以下の権利であるという。

<「自分の身体に関する決断を自ら下す権利を持ち、その権利を実現するために必要なサービスを受ける権利がある」「性的な行動をとるかとらないか、とるなら、その時期を自分で決められること」「自分の性的指向、ジェンダー自認、性表現を含めたセクシュアリティについて自由に定義できること」「自由に性のパートナーを選べること」「性体験が安全で楽しめるものであること」「いつ、誰と、結婚するか、それとも結婚しないかを選べること」「子供を持つかどうか、持つとしたらいつ、どのように、何人の子供を持つかを選べること」>

「包括的性教育」や「中絶サービス」は「性と生殖の健康」に関する必須事業パッケージとして位置づけられているが、同連盟はもともと8か国の「家族計画協会」によって設立され、昭和29年に設立された日本家族計画協会も、運動目標として「全国どこでも、誰でも、リプロダクティブ・ヘルスのサービスが受けられる社会の実現」を掲げ、性教育指導用のコンドームを無料で提供している事実が、「包括的性教育」と「家族計画」のサービス提供とが直結していることを示している。

このような「家族計画についての学校におけるサービス及び教育が限られていること」に対してCRCから「深刻な懸念」が表明され、「セクシュアルヘルス及びリプロダクティブヘルスに関する教育が…学校の必須カリキュラムの一部として実施され、かつ思春期の女子及び男子がその明確な対象とされることを確保」し、「あらゆる状況における中絶の

非犯罪化」の検討などの措置を促していることについては、根本的な検討が必要である。

11 「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」・中絶論争と「ジョクジャカルタ原則」

阿藤誠「国際人口開発会議〈カイロ会議〉の意義—新行動計画とその有効性—」（『人口問題研究』50巻3号、1994）によれば、1994年のカイロ会議で、中絶とリプロダクティブ・ヘルス/ライツをめぐる大いに紛糾したが、最終的には各国の妥協（とりわけ人工妊娠中絶を容認する米国、北欧を中心とする先進諸国と、中絶を罪悪視するバチカン、一部のカソリック諸国・イスラム諸国との妥協）が成立して、総会において「行動計画」が全会一致で採択された。カイロ会議の大半が中絶論議に割かれ、実質的に「中絶会議」となった。

最大の論争点は「リプロダクティブ・ヘルス」の定義の捉え方にあった。最終的には、次のように定義された。

＜人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害が少ないというばかりでなく、肉体的、心理的、社会的に完全に健康な状態にあることを指す。従って、リプロダクティブ・ヘルスは、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子供を持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持つことを意味する。この条件の中には、男性と女性が自ら選択できる、安全かつ効果的、（経済的に）入手可能で受け容れ易い家庭計画の方法、並びに法に反しない他の出生調節の方法について知らされ、利用できる権利、女性が安全に妊娠・出産でき、カップルが健康な子供を持てる最善のチャンスが与えられるよう適切な保険サービスを受けられる権利が含まれる＞

この定義は、傍線部分を除けばWHO科学委員会の定義とまったく同じであるが、「出生調節の方法」には中絶も含まれるため、バチカン等が反対し「法に反しない」が追加修正されたのである。また、「セクシュアル・ヘルス」の定義も含まれていたが、これはリプロダクティブ・ヘルスに含まれると明記したうえで削除された。さらに、女性NGO団体の働きかけで盛り込まれた「セクシュアル及びリプロダクティブ・ライツ」の“sexual and”が、イスラム諸国などの反対で削除された。さらに、思春期の若者に対する家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルス・ケアのサービス提供についても、バチカン等とイスラム諸国の反対によって、「親の監督責任を踏まえ」という言葉により、若者のプライバシーに制約を課すことで合意した。

最も議論が紛糾したのは人工妊娠中絶問題で、最終的には、中絶は家族計画の一方法として促進されてはならず、中絶は各国の立法によって決められるべきものと規定して、バチカン・中米諸国やイスラム諸国に配慮する一方、望まない妊娠並びに中絶を家族計画の普及によって減ずる必要性を指摘し、安全でない中絶を女性の健康の問題として取り扱うことを勧告し、望まない妊娠や中絶を経験した女性に対するカウンセリングの重要性を指摘した文章になった。

“reproductive rights or choice”の概念は、医学・保健分野とは無関係に、1970年代のフェミニスト運動に端を発し、国連婦人の10年、並びに1985年にナイロビで開催された国連国際女性会議を通して国際的に広まった考え方である。菅野摂子「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの成立と今日的課題」(国際ジェンダー学会誌、第16号、2018)によれば、ヘルスとライツが併記されるようになったのは1990年代に入ってからであり、ライツが強調されるようになった背景には、人口爆発に対する人口管理政策(バースコントロール)と、欧米での優生学に基づく人口管理政策への女性の反発があったという。

『グローバル性革命』第5章「全体主義的アプローチ:ジョクジャカルタ原則」によれば、2007年にインドネシアのジョクジャカルタで正式認定も合法性も付与されていない、世界の人権専門家の会議が開催され、国連が自分たちの権威を認めたかのように偽装するために国連本部のあるジュネーブで、全世界的なジェンダーイデオロギーの実現のための詳細なマニュアル「ジョクジャカルタ原則」(The Yogyakarta Principle)並びに『ジョクジャカルタ原則の活動家のガイド』が作成された。その29原則には「国家は必ずこの原則を自国の憲法や他の適切な法案に含ませなければならない」と定め、LGBT問題の目標を実現するための具体的な実行方法や、混乱を招く方法を明示している。大衆操作の創始者であり、フロイトの甥であるエドワード・バーネーズによれば、その実行方法の一つは、「LGBT団体のために、国連と欧州連合と個別国家から数百万ドルの資金援助を確保」することであった。欧州尊厳監視報告書によれば、欧州委員会は世界で最も大きな中絶機関マリ・ストフェズ・インターナショナルと国際家族計画連盟のプロジェクトに、定期的に資金援助をしており、「中絶」という用語は、欧州連合の公式文書では明らかに除外されているにもかかわらず、「性と生殖に関する健康」に「偽装」(同73頁)されている。

12 「性と生殖に関する健康権」と「包括的性教育」に関する 国連委員会の一般的意見

「性と生殖に関する健康に対する権利(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約第12条)」に関する国連経済的、社会的及び文化的権利委員会の一般的意見第22(2016)には、次のように書かれている

＜望まない妊娠と危険な中絶を阻止するには、負担可能な価格の安全かつ効果的な避妊薬・避妊具及び包括的性教育へのアクセスをすべての個人(青少年を含む)に保障すること、中絶を制限する法律を緩和すること、女性と女子に安全な中絶サービス及び良質な妊娠中絶後のケアへのアクセスを保障すること、並びに女性が自分の性と生殖に関する健康について自律的決定を行う権利の尊重を目的とする法的・政策的措置を国が講じることが必要となる。＞

また、「締約国は、性と生殖に関する健康に対する万人の権利を尊重し、保護し、充足する義務を負う」として、次のような「尊重義務」を課している。

＜尊重義務は、国家に対し、個人が行う性と生殖に関する健康に対する権利の行使を、直接的にも間接的にも妨害しないことを義務付ける。…国家は、性と生殖に関する健康に対する権利の行使を妨げる法律を改正しなければならない。＞

さらに、「充足義務」として、次のように述べている。

＜国家は、性と生殖に関する健康についての教育(年齢相応であり、エビデンスに基づく、科学的に正確な包括的性教育)をすべての人に提供する義務を負う。…自慰、夢精、パイプカット及び妊孕性に関する社会的誤解、偏見及びタブーは、個人の性と生殖に関する健康に対する権利の享受を妨げることがないように、改められるべきである。＞

「すべての教育機関が、その必修のカリキュラムに性教育(偏見がなく、科学的に正確であり、エビデンスに基づいた、年齢に適した包括的なもの)を組み込むよう徹底する措置を講じなかった場合は、「充足義務違反に該当する」という。

同意見と2019年の国連自由権規約第6条「生命権」の一般的意見36に、「中絶の権利を保障すべきであることが明記」されたこと、国連女性差別撤廃委員会が2016年と2020年に、「刑法及び母体保護法を改正し、人工妊娠中絶の合法化を確保し処罰の対象から外すこと」を日本政府に勧告していることを根拠に、「中絶薬承認」と「刑法堕胎罪」と「母体保護法」を見直す法整備を求める要望書が、昨年末に民間団体から担当大臣宛に提出^{注21}されている。同要望書は「性と生殖の健康と権利」の観点から、経口中絶薬の承認と「中絶の権利」の保障を求めている。ちなみに、日本の現行法では、中絶薬を服用することは堕胎罪に当たり、中絶薬を扱えるのは母体保護法指定医に限定されている。

13 「グローバル性革命」に基づく「包括的性教育」の問題点

9月16日に開催された政府の「こども政策の推進に係る有識者会議」でも、櫻井彩乃臨時厚生委員が『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』に則った「包括的性教育」の必要性を強調し、その効果として、初交年齢の遅延、性交の頻度の減少、性的パートナーの数の減少、リスクの高い行為の減少などを挙げているが、ガブリエル・クビー『グローバル性革命—自由の名によって自由を破壊する』は、2006年に「国際家族計画連盟」によって提唱された「包括的性教育」は全く逆の結果を招来し、深刻な弊害が世界に広がっている事実を明らかにしている。「親」対「学校」の対立が全米に広がった深刻な状況の詳細については、『正論』3月号の拙稿「社会的混乱を狙う『グローバル性革命』」を参照されたい。

同連盟は8か国の「家族計画協会」によって設立され、「性と生殖に関する健康と権利」を擁護し、そのために必要な中絶サービスなどを提供することを「ミッション」と明記し、2010年度の年次報告によれば、2200万件の妊娠中絶、6億2000万個のコンドーム配布を行い、2011年だけでも600万人以上の胎児を中絶によって殺害した直接的な責任があることを家族計画連盟が認めたにもかかわらず、中絶産業に対する米国政府の支援金が大幅に増加したことに抗議して、米共和党議員72人が政府監査院に調査を要請した。

『グローバル性革命』によれば、「ヨーロッパの性教育標準案」に明示された「包括的性

教育」の年齢別内容の一部を列挙すれば、以下の通りである。

- 0～4歳 性同一性を探求する権利がある。「私の体は私のもの」という事実を学ばなければならない
- 4～6歳 自慰行為を通して自分の体に触れる楽しさの情報が与えられなければならない、同性に向かう秘密的な愛と初恋、権利に対する認識を学ばなければならない
- 6～9歳 様々な避妊方法を学ぶ
- 9～12歳 性的な経験をするか否かの意識的な決定を下さなければならない
- 12～15歳 「文化的・宗教的規範に対する批判的見解」を身につける^{注22}

また、2015年から始まったカナダ・オンタリオ州の「包括的性教育」に憤慨した数百名の親が反対集会を開催し、「この性教育カリキュラムの唯一の解決策は、この全てを破棄すること」と抗議したが、同性愛差別禁止法が成立したため、実らなかった。

「包括的性教育」の問題点を列挙すると、①性規範の解体は、家族の破壊、文化的腐敗につながる②「性愛化」は羞恥心や子供時代を奪っていく③「性愛化」は親の権威を弱体化させる④習慣的な自慰行為は自己陶酔的な性欲を固着させる⑤早期性交を助長する、などである。ちなみに、アメリカの新しい性病の感染者（毎年1900万）の半数は、15～24歳が占めているという^{注23}。

前述した「包括的性教育」の年齢別内容が、子供の発達段階についての科学的知見から著しく逸脱し、保護者理解を到底得られるものではないことは一目瞭然である。ユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』（明石書店）を翻訳した浅井春夫氏は、『包括的性教育』（大月書店）において、「政府・文科省が強引に進める道徳教育の目的と内容に真っ向から対抗するのが性教育である。道徳教育と性教育とは相容れない目的と内容がある」^{注24}と、道徳教育を全面否定している。

14 児童の権利の発生起源—「胎児の生命権」の視点

前述した子供の「性的自己決定権」や、産む産まないを決める「女性の自己決定権」については、「胎児の生命権」の視点についても考慮する必要がある。この点について筆者は内閣府の男女共同参画会議において繰り返し指摘してきたが、児童の権利条約前文には、「『児童は身体的及び精神的に未熟であるため、その出生前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする』ことに留意し」と明記されている。

この前文の趣旨を踏まえて、出生前の児童にも権利の対象を広げるべきだ、と宣言したのは、バチカン、アルゼンチン、グアテマラの3か国である。バチカンは「出生前」に、アルゼンチン、グアテマラは「受胎時」に児童の権利が発生すると宣言^{注25}している。出生前診断が広がり、障害のある胎児は中絶することを「自己決定」する親が増えているが、「児童の最善の利益が主として考慮される」と明記した児童の権利条約第3条軽視も甚だしい。

児童の権利条約コメンタール（2019）に児童の権利の発生起源に係る議論が記載されているが、それによれば児童の権利条約第1条は、「この条約の適用上、児童とは、18歳

未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と、その適用対象を「すべての者 (every human being)」としているが、同条約の前文では、「児童の権利に関する宣言において示されているとおり『児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。』ことに留意し、」とされていることから、同前文を理由に出生前の児童にも権利の対象を広げるべきとの議論がある、と書かれている。他方、コメントールは出生前の児童を条約の適用対象にすることは、以下の3点から誤りと指摘している。

- (1) 締約国に条約の前文を履行する義務はない。
- (2) 国際法上、児童や人間 (human being or human person) の用語が出生前の児童に拡大された例はない。
- (3) 条約の策定段階において、上記前文をもって人間の定義を出生前の児童に拡大しようとした共通の意図はない。

ちなみに、一昨年12月の第203回国会における主意書（「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律案」の成立後の施策に関する質問主意書）に対する答弁は、以下の通りである。

(質問)

二 「生まれる子」の権利能力について

- (1) 一九七〇年四月二日の参議院予算委員会において、憲法第十三条の基本的人權の及ぶ範囲について「これから生まれ出る命として存在致します (ママ) 胎児にもこれが及ぶか」という質問に対し、内閣法制局の見解は「胎児は法律的には母体の一部」であり、「憲法が胎児を権利の主体として保障しているとみるわけにはまいらない」、したがって「権利の持ち主として、基本的人權の享有者として取り扱うというものではない」と答弁している。

(答弁)

二の(1)について

お尋ねについては、真田内閣法制局第一部長(当時)が昭和四十五年四月二日の参議院予算委員会において、「基本的人權の保障という制度は、権利宣言の由来とか、あるいは具体的に憲法が保障している個々の権利の内容に即しましても、やはりこれは現在生きている、つまり法律上の人格者である自然人を対象としているものだといわなければならないものだと考えます。胎児はまだ生まれるまでは、法律的に申しますと母体の一部でございます、それ自身まだ人格者ではございませんから、何といってもじかに憲法が胎児のことを権利の対象として保障していると、権利の主体として保障していると見るわけにはまいらないと思います。ただ、胎児というのは近い将来、基本的人權の享有者である人になることが明らかでございますから、胎児の間におきましても、国のもろもろの制度の上において、その胎児としての存在を保護し、尊重するということは、憲法の精神に通ずるといいますか、おおらかな意味で憲法の規定に沿うもののだということと言えます。」と答弁しているところであり、このような考え方について、現在でも

変更はない。(関連URL：https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/203083.htm)

また、CRCは児童の権利条約第7条「児童は、出生の後直ちに登録される。…その父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」の規定に関連して、「人工授精によって生まれた子が自分の実親(生物学的親)を知る権利も、児童の最善の利益にかなう形で、できる限り保障されなければならない」と指摘している(『日本の課題95』332頁)点も注目される。

胎児の行動を研究している京都大学大学院の明和政子教授は、「胎児は、お母さんの声が聞こえてくると、口を活発に動かし始め、…親子のコミュニケーションはすでに胎児期から始まっている…胎児の生きる権利、『人権の出発点』はいつからなのかを考えずにはいられません。科学技術の進歩と共に、人権についての議論を根拠に基づき深化させていくことが必要だ」^{注26}と指摘している。

15 今後の課題—共同養育と「親性」発達支援の制度化

拘束性のない多様性はない、というのが物理学の常識である。「包括的性教育」が重視する性の多様性は尊重すべきであるが、「児童の最善の利益」に反しない限り、という制約(拘束条件)があることを忘れてはならない。混沌とした多様性に通底する本質を探り、「多様」で複雑な生命体の構造を貫く「共通」の「自律的秩序形成機能」を解明した、ノーベル化学賞受賞者プリゴジンの「発見」に学ぶ必要があるのではないか。多様性に通底する共通の本質に気づかせる、という視点が重要である。性教育においても同様である。

「生命誌」^{注27}を研究している中村桂子氏(JT生命誌研究館館長)は、「生物学的には受精の瞬間が生きものの始まりだ…生物の『多様性』が目につく一方で、19世紀に、これほど多様な生きものが全て細胞でできているという『共通性』が明らかになりました。20世紀になると、細胞には必ずDNAが入っており、DNAがそれぞれの生きものの性質を決めているということが明らかになりました。多様ではあるけれど、それぞれがバラバラなのではなく共通性があることが、生き物の特徴です。『みんな違うけれど、基本は同じ』この生きもののありようは、私たちの社会のありようとしても大事なことです」^{注28}と指摘している。

中村は、「進化論」や「DNA研究」は「多様な」生物たちが「共通」の祖先から生まれてきたことを示しており、「共通性と多様性をつなぐ」ゲノムには、38億年前の起源から歴史が刻み込まれており、自分自身の中に38億年の歴史があることを強調している。

進化生物学・行動生態学を専門とし、進化論から本質的な男女の特性についても研究している長谷川真理子総合研究大学院大学学長は、平成19年5月に開催された第6回日本女性心身医学会学術集会・第15回国際女性心身医学会のコメディカル教育講演において、「人間の女性は繁殖の終了と寿命が一致するという、進化した生物のルールに従っていないという特性がある」という興味深い問題提起を行った。進化の過程でヒトの脳が大きくなり、脳の大きい赤ちゃんは出産できないので、脳が未熟な「生理的早産」となり、子供の養育には大変な時間と労力が必要となり、親だけでは十分に教えられないために、

社会全体並びに三世代の「共同養育」が必要になり、1万年前の骨からも年寄りの女性すなわち「おばあさん」の力が重要な社会的役割を果たしたのだという。人生における老後の意味、女性の持つ生物学的堅牢さと男性より寿命が長いことの意義について考えさせる問題提起といえる^{注29}。

「生理的早産」のために、長い時間手間暇かけて育児しないと死んでしまうという状況が生まれたために、人間性の最大の特徴である「共感」能力と「共同養育」がサイクルにならないといけないのである^{注30}。しかし、現代社会は親の「共感」能力が低下し、「共同養育」も崩壊しつつある。少子化問題を解決するためには、子育てする親の負担感を少なくし、幸福度を高め、「共同養育」の仕組みを再構築する必要がある。

核家族化の急速な進行により、血縁、地縁による支援を失った多くの母親たちが、社会的・公共的な支援を十分に受けることもできないまま、誰の助けも借りられず、一人で子育てを行わなければならないという状況に追い込まれ、悩み苦しんでいる。NPO法人マドレボニータの調査によれば、産後1年ほどの間に8割以上の母親が「産後うつ」の一步手前の状態になった、と答えている。

虐待などの子供の問題の深刻化の背景には、親自身が抱えている根本的な問題があり、子供の問題を解決するには、親の問題と関連付けて考察することが必要不可欠である。昨年12月21日に閣議決定された「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」にも明記されたように、「家庭が基盤」であり、「親の成長を支援することがこどものより良い成長」につながる。「こども家庭庁設置法案」の第3条（任務）に「家庭における子育てに対する支援」「家庭の役割の重要性」が明記され、第7条（こども家庭審議会）にも、「母性の福祉の増進」「母性の福祉の向上」が重要事項として明記された。

近年、脳科学などの子育てに関する科学的研究が急速に進み、「科学的根拠に基づく子育て支援学」研究が注目を集めている。その先駆者の一人が京都大学大学院の明和政子教授である。比較認知発達科学を専攻する明和教授は、京大付属病院小児科との共同研究によって、胎児が見ている世界を視線検出装置で可視化したり、子育て中の親に自分の子供が映った動画を見てもらい、その間の脳活動をfMRIで計測してきた。

育児場面を見たときに特異的に活動する脳のネットワークを「親性脳」(parental brain)という。人間性の最大の特徴である「共感」能力の2大神経ネットワークの一つである「メンタライジング(認知的共感)ネットワーク」では、意識的、客観的に子供が置かれている状況を推論、判断して何を行うべきかを考える。

人間の子育ての特徴は、ミラーニューロン(情動的共感)とメンタライジングをうまく使い分ける点にあり、チンパンジーはメンタライジングシステムの機能が弱く、基本的に教育することが少ない。このメンタライジングシステムが機能していない親に様々な問題が起きるのである。子供の置かれている状況を、推論して判断できないからである。

明和教授によれば、現代の育児スタイルは、戦後に起こった社会システムの急速な変化が大きく影響しているといえる。戦前までの日本は、父母や多くの兄弟姉妹に加え、祖父母や伯父伯母などが同居する大家族(多世代同居)が一般的であった。地域コミュニティとのつながりも強く、子供が産まれると、家族だけでなく隣近所の大人たちが育児を助けるのはごく日常茶飯事であった。授乳中の女性同士が、互いに「もらい乳」をすることも決して珍しくなかった。まさに「社会の宝」として、社会全体で子供を育てていたのである。

しかし、戦後、核家族化が進んだことで、「共同養育」の場が失われていった。現代の母親は、出産だけでなく、子育ても一人で担わざるを得ない状況に置かれているために、「産後うつ」や児童虐待、夫婦不和などの様々な問題に悩み、苦しんでいるのである。

ヒトの進化の歴史をたどると、二足歩行によって赤ちゃんが通る産道が狭くなり、脳が未熟なまま産まれる「生理的早産」になった。それ故に、産まれてから長時間、手間暇かけて育てることが必要になったのであるが、待機児童ゼロ作戦によって、子供は早くから保育所に預けられ、「親子が共に育つ」機会がなくなってしまったのである。

親性脳と親心の発達過程に関する科学的研究が進み、就学前に自己と社会にかかわる「非認知能力」を育むことが生涯の幸福や社会的成功、ウェル・ビーイングにつながるものがコホート研究（長期追跡調査）によって検証され、科学的根拠、エビデンスに基づく子育て支援学が構築されつつある。昨年8月の日本家庭教育学会で、「脳科学等の科学的知見に基づく家庭教育—新たな家庭教育学の樹立を目指して—」をテーマに基調講演を行ったが、筆者が代表世話人を務める「科学的知見に基づく家庭・道徳教育研究会」において、最新の研究成果が発表され、近い将来、それらを集大成して、世に問うつもりである。

「共同養育」の新たな仕組みを、改めて社会全体で構築していく必要があり、母子健康手帳を「親子が共に育ち、発達する」「家族みんなの成長発達手帳」に改め、親としての成長発達の度合いの「見える化」を図り、親としての喜びが感じられる仕掛けも工夫する必要がある。子育てを頑張っている親を、日常的に褒める仕掛けとして、親としての自己効力感を高める商品の開発にも取り組んできた明和教授は、次のように述べている。

<子育てに対する自己効力感を親に高めてもらう機能を搭載した紙おむつの開発に取り組んだ。おむつが濡れると、「ありがとう」「だいすき」といったポジティブなメッセージが、インジケータとして浮かびあがる。ここでは、赤ちゃんが本当に「ありがとう！」「だいすき」と思っているかどうかは重要ではない。ことばで自分の気持ちを伝えられない赤ちゃんの心をおむつが「代弁する」こと、それが、親の側の一方的な解釈であっても、実際に親のポジティブな感情が喚起されるきっかけになりさえすればよいのである。京大で従来品との比較、性能検証を行った結果、「ありがとう」「大好き」などのメッセージが浮かび上がる紙おむつは、母親のポジティブ感情が意識的（主観的評価）にも無意識的（感情処理に関わるとされる脳波周波数活動）にも高めることが実証された。（平和政策研究所政策オピニオン「ヒトの脳と心の発達を支える共同養育の役割」2021）>

一昨年5月に出された「少子化社会対策大綱」には、「科学技術など新たなリソースを積極的に活用」と明記されているが、育児の「利便化・省力化」を図るために科学技術を活用するだけでは、親が子育ての経験を通して子育ての意味や親としての喜び、自分の価値を見出す機会とはならない。「親子が共に育つ」環境を整備し、親性脳と親心が成長発達する「親性教育プログラム」の開発が時代の要請である。「子供の最善の利益」を最優先し、子供の発達を保障するために、こうした時代のニーズに応える「親性脳と親心の成長発達」を支援する施策こそが求められており、「こども家庭庁」や少子化対策の最重要政策の一つとして位置づけられるべき施策といえる。

文科省の「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」が、民主党政権下の平成24年3月に公表した報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」は、子供の「発達する力」をサポートするために、発達段階に応じた関わり方等を学ぶ「親の育ちを応援する学習プログラム」の充実、「将来親になる中高生の子育て理解学習の推進」を掲げた。「価値観の強制」ではなく、「発達の保障」への転換を図った点に注目する必要がある。民主党が「家庭教育省」を構想していた背景には、同報告書があったといえる。

家庭教育支援に取り組む自治体の共通課題は、子供の発達を保障するための「親育ち」支援や子育て困難家庭の支援の制度化である。9県6市の家庭教育支援条例や自民党の「家庭教育支援法案」も、「こども家庭庁」構想のベースにする必要がある。また、大平総理の政策研究会報告書『家庭基盤の充実』を再評価し、「安全保障システムとしての家庭の機能を強化すること」を目指して、総理大臣を本部長とする「家庭基盤充実対策本部」を設置した教育改革の本気度に学ぶ必要があろう。この報告書が刊行された直後に大平総理が亡くなり、この構想は実現しなかったことが悔やまれる。

今日までの「こども家庭庁」「こども基本法」論議の歴史的経過を検証^{注31}することによって、こうした家庭教育支援に向けて積み重ねてきた成果を十分に踏まえることなく、児童の権利条約を恣意的に歪曲拡大解釈して、国連の委員会と連携して国連の対日勧告をマッチポンプ式に誘導してきた左派の影響が極めて大きいことが明らかになった。1月25日の実現会議で複数の国会議員が提案したように、「こども家庭庁」の名称に合わせた「子ども家庭基本法」の制定と新たな「共同養育」制度の構築を目指すべきである。近く「ジェンダー問題研究会」（長谷川三千子会長）を立ち上げ、ジェンダー論や「包括的性教育」やLGBT問題についても、「多様性と共通性を結ぶ」新たな視点から根本的に問い直したい^{注32}。

中絶を正当化するために「偽装」し、理論武装した「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（産む産まないを決める女性の自己決定権）という「言葉の手品」について、根本的に問い直す必要がある。日本人と日本文化が大事にしてきた生命倫理に基づいて、「胎児は人間である」と明確に定義し、胎児を含む子供の発達を保障するために、「親の育ち（親性の発達）」を支援し、「親と子が共に育つ」新たな社会設計をすることが求められている。そのための「こども家庭庁」を構想し、家庭崩壊、性規範と家族の解体の危機から子供たちを救い出さなければならない。

注

- 1 『国際女性』17号、92-95頁、国際女性の地位委員会、平成15年
- 2 日本弁護士連合会『子どもの権利条約・日弁連レポート 問われる「子どもの人権」』駒草出版、平成23年、238頁
- 3 同239頁
- 4 同240-241頁
- 5 同242頁
- 6 子どもの人権連・反差別国際運動日本委員会編『子どもの権利条約のこれから』エイデル研究所、平成11年、3頁

- 7 同11頁
 8 同291頁
 9 同78-79頁
 10 同13-14頁
 11 同編『子どもの権利条約 日本の課題95』労働教育センター、平成10年、12-19頁
 12 同325頁
 13 日本弁護士連合会『問われる子どもの人権』平成23年、236頁
 14 同235頁
 15 前掲書『子どもの権利条約 日本の課題95』27頁
 16 前掲書『子どもの権利条約のこれから』54頁
 17 市川昭午「学校教育と『子どもの権利』」、高橋史朗編『児童の権利条約』（『現代のエスプリ』第304号）、至文堂、平成4年、103頁
 18 貞広斎子「アメリカにおける子どもの権利論：『児童の権利に関する条約』未批准の原因分析を通して」、『日本教育行政学会年報』22巻、平成8年、71-83頁
 19 同79頁
 20 (1)田村智子（令和3年12月10日、参議院本会議）「科学的で包括的な性教育が必要…日本では、性交も避妊も学校で教えることがタブー視され、公教育で性や生殖について科学的な知識や性にかかわる人権意識を形成する機会もない…ユネスコのガイダンスに学びながら、公教育における性教育の実践をしていくことが大切だと考えますが、総理の見解をお聞きます」⇒岸田総理「我が国の学校では、性に関しては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、教育活動全体を通じて指導しております」
 (2)福島瑞穂（令和3年3月30日、参議院厚生労働委員会）「是非ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスの有用性について検討していただきたい」⇒政府参考人「同ガイダンスは各国の異なる状況の多様性や、各国の教育課程の内容を決定する政府の権限を認めているというように認識」「性に関する指導に対する価値観は、国によってかなり異なるだろうというふうに考えてございます。このガイダンスの有用性を含めまして、学校における性に関する指導の在り方について慎重に検討していく必要がある」
 21 毎日新聞、令和3年4月21日付
 22 Gabriele Kuby, The Global Sexual Revolution: Destruction of Freedom in the Name of Freedom, Angelico Press, 2012, pp212-213
 23 Ibid, pp223-229
 24 浅井春夫『包括的性教育』大月書店、令和2年
 25 URL : https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=IND&mtdsg_no=IV-11&chapter=4&clang=en#EndDec
 アルゼンチン

Declarations:

Concerning article 1 of the Convention, the Argentine Republic declares that the article must be interpreted to the effect that a child means every human being from the moment of conception up to the age of eighteen.

グアテマラ

Declarations:

"The State of Guatemala is signing this Convention out of a humanitarian desire to strengthen the ideals on which the Convention is based, and because it is an instrument which seeks to institutionalize, at the global level, specific norms for the protection of children, who, not being legally of age, must be under the guardianship of the family, society and the State.

"With reference to article 1 of the Convention, and with the aim of giving legal definition to its signing of the Convention, the Government of Guatemala declares that article 3 of its Political Constitution establishes that: "The State guarantees and protects human life from the time of its conception, as well as the integrity and security of the individual."

バチカン

Declaration:

"The Holy See recognizes that the Convention represents an enactment of principles previously adopted by the United Nations, and once effective as a ratified instrument, will safeguard the rights of the child before as well as after birth"

- 26 明和政子「胎児はお腹にいる時から心をはたらかせている」、『いのちの始まりを大切に』生命尊重センター、平成31年、61頁
- 27 中村桂子『絵巻とマンダラで解く生命誌』青土社、平成28年、参照
- 28 同「いのちを愛づる—生命は『生まれる』もの」、『いのちの始まりを大切に』同、47-48頁
- 29 日本女性心身医学会雑誌 JJ p Soc Psychosom Obstet Gynecol Vol.12.No.3,pp,472-473, 平成19年11月
- 30 長谷川真理子「生態学からみる結婚と子育てと家族—共同繁殖で育まれる『共感する心』と『子育ての幸せ感』—」平和政策研究所政策オピニオン、令和2年7月8日
- 31 拙著『知っておきたい「こども庁」問題Q&A』歴史認識問題研究会、令和3年
- 32 中村桂子『自然はひとつ—総合的な自然の見方、考え方』実教出版、10-11,29-32,39-49頁